

平成22年度
福島県森林審議会議事録
(第1回)

日時：平成22年4月26日(月)
場所：杉妻会館3階「百合」

福島県農林水産部
森林計画課

平成22年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成22年4月26日（月）14時00分～16時10分
- 2 場 所 杉妻会館3階「百合」
- 3 出席委員 11名

司会
(大竹主幹)

本日は、御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課総括主幹の大竹と申します。

お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして確認させていただきます。

本審議会は、森林法に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので、御了承願います。

傍聴者へお願いいたします。傍聴にあたりましては、お配りしております「傍聴にあたって守るべき事項」のとおりとなっておりますので御協力をお願いいたします。

それでは、只今より、福島県森林審議会を開催いたします。

はじめに、木村会長に御挨拶をお願いします。

木村会長

皆様本日はお忙しいところ誠にありがとうございます。

さて、当審議会では、本年2月9日に開催しました前回の審議会におきまして、知事より「平成23年度以降の森林環境税の在り方について」諮問を受け、これまでの森林環境税の使途、及び森林環境税に対する県民の意見等を踏まえ、今後の在り方の御議論をいただいたところであります。

本日は、前回に引き続き森林環境税の在り方について、県より、中間とりまとめの説明を受けることとなっております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、闊達な御議論と御忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

司会
(大竹主幹)

ありがとうございました。

つづきまして、農林水産部長より挨拶を申し上げます。

農林水産部長(鈴木部長)

農林水産部長の鈴木です。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

森林・林業行政とは直接関係はございませんが、現在低温と日照不足対策に集中的に取り組んでおります。ようやく春らしいお天気になってきましたが、まだ日中と夜間の温度差がかなり激しく、遅霜等の懸念があるものですから、その対策には万全を期すように関係機関と一丸となって取り組んでいるところです。

さて、本審議会ですが、昨年度は新しい農林水産業振興計画の御審議を賜りまして、御答申をいただきました。それを受け決定しました「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」に基づいて、施策の展開を図っているところです。

森林・林業の面におきましても、林業の活性化、あるいは低炭素社会の構築に向けた、二酸化炭素の吸収源対策としての森林整備の促進等に努めているところです。

本日は、森林環境税の御審議をいただくということで、諮問について御議論を進めていただく訳でございます。

平成18年度から今年度までで、5年間の課税期間が満了するということになります。これまで種々の取り組みの成果を出してきております。

今年度はさらに「森林文化の企画展」ということで、県内の文化施設5館が連携した森林環境税のシンボリックな事業を予定しています。後ほど皆様にも内容を御説明申し上げます。

本日は平成23年度以降の森林環境税のあり方について、これまでの取り組みの成果、あるいは今後の目指す姿、方向性などについて、御審議をいただく予定ですので、よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会
(大竹主幹)

それでは、次第4の報告に移らせていただきます。

始めに、委員の出席状況ですが、委員総数11名のところ、岡部委員と清野委員が急遽本日御欠席、古川委員が遅れております。

従いまして現在11名ですので、福島県森林審議会規程第3条に規定する、委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は成立していることを御報告します。

続きまして、本審議会は今年度初めての審議会ですので、県側出席者を紹介させていただきます。

農林水産部長 鈴木義仁 です。

農林水産部次長 相馬雅俊 です。
農林総務課長 菅野盛雄 です。
農林企画課長 谷井 彰 です。
森林計画課長 渡邊裕樹 です。
森林整備課長 礪 武史 です。
林業振興課長 堀江隼人 です。
林道整備課長 水戸典明 です。
治山対策課長 金沢雄一 です。

なお、農林事務所長、林業研究センター所長も出席しておりますが、お手元の座席表及び出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

「配布資料一覧表」を御覧ください。

(資料順に読み上げ、確認)

お手元のない資料等がございましたら、お申し付けください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

本日は、平成22年3月19日に開催されました「森林保全部会の報告事項」について報告を受けた後に、「平成23年度以降の森林環境税の在り方について－中間とりまとめ案－」について御審議いただくものです。

なお、議長は、福島県森林審議会規定によりまして、会長が就くこととされておりますので、木村会長をお願いします。

議長
(木村会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

まずはじめに、審議会規程第6条第2項の定めにより、議事録署名人を2名指名します。

斎藤委員、早矢仕委員、お願いします。

それでは、議事に入ります。

始めに、(1)報告事項「森林保全部会の報告」について、遊佐部会長から報告をお願いします。

部会長
(遊佐部会長)

はい。

それでは私の方から、平成22年3月19日に開催しました、森林保全部会の審議結果について、福島県森林審議会森林保全部会規程 第11条に基づき報告します。

資料「保一1」を御用意いただきたいと思います。

出席委員は、定数7名中5名出席で、審議した案件は、資料の2頁に記載の平成22年3月8日付け21森第5497号で知事より諮問のありました、松くい虫被害対策のための「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(案)について」の案件と、株式会社クリーンテックによる「産業廃棄物最終処分場の用地造成のための林地開発許可について」の二つの案件でした。

松くい虫被害対策案件につきましては、資料3頁を御覧ください。その概要を記載しておりますが、県では、保安林など、松くい虫被害から守るべき松林を「高度公益機能森林」、その周囲に松くい虫被害の拡大を防止するための松林を「被害拡大防止森林」に指定し、その区域内において、各種対策を講じておりますが、場所によっては松林の植生が変化しており、広葉樹やモミなどの割合が高くなったため、松以外でも保安林等の森林の機能を維持できると判断されることから、その部分を指定区域から除外し、面積を変更する内容でした。

また、林地開発許可案件につきましては、資料4頁を御覧ください。その概要を記載しておりますが、申請者は株式会社クリーンテック、場所は福島市飯坂町中野地内、目的は産業廃棄物最終処分場の用地造成であります。

申請者は、平成9年に第一期事業の許可を取得し、現在事業を実施しておりますが、平成26年には完了することから、事業の継続のため、隣接地に二期事業の増設を計画し、知事に開発許可の申請がなされたものです。

森林保全部会では、林地開発許可案件については現在稼働中の第一期事業の状況も含め現地調査を行うなど、二つの案件について内容を慎重に審議しました。

その結果、出席委員全員から、諮問第一号の地域の変更並びに諮問第二号の林地開発許可は適当との意見を得られましたので、資料1頁のとおり、平成22年3月19日付け21福審保第2号をもって、知事に対し、両案件とも「適当と認める」と答申いたしました。

以上をもちまして、森林保全部会の報告とします。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございました。

これは御報告と言うことで、以上で議題(1)「森林保全部会の報告について」の審議を終了したいと思います。

それでは、次に、(2)「平成23年度以降の森林環境税の在り方について」

て「中間とりまとめ案」について、説明をお願いします

森林計画課
長
(渡邊課長)

森林計画課長でございます。

ただいまから、中間とりまとめ案として森林環境税の在り方について、制度、次期対策の考え方等を資料に基づき御説明したいと思います。

なお次回の審議会では最終とりまとめ案ということで、事業の内容、それから規模、事業期間を含めて説明を行うということになっておりますので、御了解願いたいと思います。

資料は「環－１」「環－２」「環－３」です。

まず「環－１」を御覧ください。目次では第１から第４まで４つの章で構成されています。

まず第１章です。第１に森林林業の現状、第２に森林林業の課題と大きく二つに分けて説明しています。第１については、森林所有者が自らの努力のみでは十分な管理が行き届かないという現状を説明し、平成１８年度から森林環境税が導入されて水源地域の森林整備、木材利用のための支援、県民意識の醸成などが行われてきたと説明しています。第２の森林林業の課題については、（１）「農山村の活性化」、（２）「地球温暖化防止への対応」ということで２つに分けております。

農山村地域においては、かつての活力が衰えつつあるため、県民ひとりひとりの参画によって森林の持続的管理と木材生産活動の活性化を支援することが必要であるということです。さらには、森林文化を育み、自然との共生が欠かすことの出来ない貴重な文化であると再認識し、次の世代に引き継いでいくことが必要だということで、課題にあげています。

地球温暖化防止に向けては、森林による二酸化炭素吸収量の確保が必要となっておりますが、人工林を中心に十分な手入れが行き届かず成長が阻害されるというような状況になっています。

少し省略して２ページですが、そういった状況の一方、地球温暖化などへの関心の高まりから新たに森林づくりを行う企業や団体等が増えつつあるということがあります。二酸化炭素吸収源としての森林整備や木材の活用による低炭素社会づくりに、県民や企業団体等が一丸となって取り組めるような運動を展開していく必要がある、と課題を整理したところです。

これら整理したものが下の表ですが、現状のまま推移すると様々な影響が懸念される、そのように整理しました。特に、林業採算性の悪化に伴う林業離れ、それによって森林資源の循環利用の停滞を招く、それから森林資源の偏り、それらの影響で森林の二酸化炭素吸収能力が低下する懸念があるということです。良質な県産木材資源の減少・枯渇、それから森林の世代更新の困難化など、様々な県民生活への影響が出てくるのではないかとということで整理しているところです。

3頁からは、これまでの様々な施策の検証と評価というものを実施しております。

森林環境税によるこれまでの施策は7つありますが、その検証と評価を施策毎に整理しました。資料「環－2」に、より詳細な成果として整理されておりますので、そちらも少し見比べてください。

まず大きな施策の一つ目である「森林環境の適正な保全」ということで、この5カ年間で9,000haの水源区域の森林整備を行う計画でしたが、平成21年度までの4年間に6,878ha、76%の間伐が実施出来ました。平成22年度が最終年度ですが、その計画を達成しますと初期目標の9,000haの面積を達成するものと考えております。このほかに補助事業の活用によりまして、4,572haの間伐も実施しております。

それから森林資源情報システムの整備「ふくしま森まっぷ」というものについては既に運用が開始されております。

これらの施策の進行についての評価ですが、間伐が行われた森林は林内の光環境が改善され明るさを取り戻したほか下層植生が徐々に回復するなど健全な状態となっており、写真で見比べていただきますと一目瞭然であろうかと思えます。

詳細な成果については、資料「環－2」1頁に森林整備9,000haについて、2頁に「ふくしま森まっぷ」について、説明を記載してあります。GIS活用推進事業、森林認証普及啓発事業といった関連事業を一斉に実施したことで、平成21年から運用開始した「ふくしま森まっぷ」には、一年間で6,878件のアクセスがありました。

次に大きな二つめ、「森林資源の利用促進」ということで、間伐材の搬出作業路等の支援を行っております。

作業路については179,000m程度整備しました。それから搬出支援では91,777m³の材が搬出されました。またペレットストーブの導入も推進しており、それについては「環－2」に詳細な成果を載せてございます。これらの事業を実施することにより、これまで林地に残すことが多かった間伐材の搬出が促進され、有効利用に結びつけることが出来た、ということです。数量については（資料該当頁の）下の方に記載があります。

4頁ですが、間伐材の利用促進ということで、間伐材を利用した県有施設の木質化、それから先ほど述べましたペレットストーブの導入など、様々な施策を展開してきました。ペレットストーブにつきましては平成21年度末時点で、県内で644台のペレットストーブが導入されています。以上が大きな二つめの成果です。

次に大きな三つ目、「県民参画の推進」ということで、森林環境学習の推進があります。

県内各地（4流域毎）で森林環境ゼミナールを開催したほか、森林環境学習のためのフィールド整備、それから森林ボランティアサポートセンターを通じた支援、というようなものを行ってきました。評価としては、森林環境ゼミナール参加者が1,836名となっています。それから県立学校等9校での環境学習の実施等を行っております。次の5頁では、もりの案内人等の指導者養成について記載しています。

これら詳細な成果については資料「環－2」5頁から記載があります。

同6頁では森林ボランティア総合対策事業ということで、森林ボランティアサポートセンターを設置し、様々なボランティア団体の支援・情報提供等を行ってきております。成果の下の方に記述がありますが、森林ボランティア参加者数は平成15年度の13,216名から平成20年度には20,325名と、154%の増加となり大きな成果が上がっております。

同7頁はもりの案内人等の指導者養成事業ということで、平成18年度以降、もりの案内人第2期養成事業では118名、森林づくり指導者養成事業では111名を養成したところです。それら指導者等の活躍により、もりの案内人の活動日数は平成17年度の906日から平成20年度は延べ1,871日と大幅に増加しました。それからもりの案内人の指導を受けた人も平成17年度は19,000人程度でしたが、平成20年度には25,000人程と大きく増加しております。

同8頁は、みんなで育てる松林整備事業ということで、松林を整備し総合的な森林環境学習等を併せて実施しているものです。

同9頁は、環境教育指導者養成セミナー事業ということで、小中学校教員・公民館指導員等を対象として、森林環境教育指導者養成を行ったものです。延べ167名の参加をいただいております。また県立学校における地域連携森林環境学習推進事業ということで、地域の人材を生かしながら体験的な森林環境学習を実施いたしました。資料では会津農林高校の炭窯作り・炭焼きが例として挙げてあります。

それでは本文の方に戻って、大きな四つ目「ふくしまの森林文化の復興」ということで、県内3カ所で森林文化フォーラムを実施いたしました。これについても資料「環－2」の方に、第1回から第3回までのフォーラムの状況等を詳しく掲載しておりますので御覧願います。520名の参加者がありました。

次に大きな五つ目「市町村が行う森林づくりの推進」ということで、市町村が独自性を発揮し創意工夫をこらして森林整備や県産材の利活用事業を展開することが出来るように、森林環境交付金制度というものを設けております。

その中の森林環境学習分野については、小中学校510校で実施されました。県内全体は774校ですので、66%の実施率となっております。

また地域提案重点枠事業については、56市町村で312件が実施されました。集落周辺や街道沿線の森林整備をはじめ、市町村有施設の内装木質化などが実施されております。この市町村が行う森林づくりにつきましては、交付金方式で行う取り組みとしては全国初でしたが、市町村との連携のもと、大変好評を得ております。これにより県民参加の森林づくりが実施され、整備が進んできたところですので。その詳細な内容につきましては資料「環－2」11頁から12頁に事例を紹介してございます。

次に大きな六つ目「森林環境の調査研究」ということで、森林整備による効果、木質ペレットの園芸施設への活用、ペレットストーブへの研究開発等について調査研究を行ってまいりました。これは資料「環－2」の13頁に、森林整備の効果実証事業、ペレットストーブの研究の事例を載せておりますので御覧になってください。それから14頁には、同じように木質バイオマス等利用による園芸施設の開発事業ですとか、間伐材木炭利用の研究とか、木工沈床等の事例を載せております。

最後に、森林環境基金の運営ということで、資料「環－2」15頁を御覧ください。環境基金の運営事業として、PR事業ですとか、「森林の未来を考える懇談会」の運営、それからタウンミーティング等様々なことを実施しております。懇談会につきましては、基金の適正管理、透明性、公平性を確保するために実施してきたところですので。

それら7つの分野の成果をとりまとめたのが次の16頁です。森林環境税の用途を7つの分野に分類しまして、平成18年度から21年度までの実績と、それから22年度の見込み、これらを整理すると5カ年間で合計49億527万円の予定ということになります。それらの事業費の分野別の割合は隣のグラフです。事業費の割合を見ると「森林環境の適正な保全」が65.6%のシェアを占めています。それから「市町村が行う森林づくりの推進」については23.9%となっています。それから最後になりますが、森林環境基金の収支見込みということで、環境税収入については基金を設けてそこで管理するということになっておりまして、その基金の積立額は50億218万3千円という見込みです。現在のところ、実績分と平成22年度の予算分で49億ですので、9600万円ほど残高となる見込みということす。以上がこれまでの成果です。

それでは本文の6頁に戻っていただいて、これら申し上げました検証と評価というものを整理してまとめました。「以上のように県民の理解と協力のもと～」という表現で、平成18年度から導入された森林環境税で県民意識の醸成が行われてきた、ということす。「～今後も続けることによって良好な森林環境を次世代に引き継ぐ必要がある」と表現しました。

さらに、近年の地球温暖化の深刻化、地球温暖化対策として二酸化炭素を吸収する森林整備の促進、炭素を固定している木材の木造住宅の利用及び化

石燃料に代わる再生産可能なエネルギーとしての木質バイオマスの有効活用など森林資源を活用した低炭素社会づくりへの取り組みが強く求められています。また本審議会が答申し3月に策定されました「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」の中で、林業は農山村地域を支える主要産業の一つとして期待を寄せられているということもあり、そのプラン実現に向けた対策が必要となっている、とまとめたものです。

次に第3章です。検証評価を受けまして、次期対策の考え方を整理いたしました。

環境先進県をめざす本県にとって、低炭素・循環型社会の形成に力強く取り組んでいく必要があります。

森林文化のくにふくしま県民憲章につきましては、一旦9頁をご覧くださいのですが、これは平成17年11月20日に制定されたもので、その前文の最後に「ここに豊かな森林文化のくにふくしまを創ることを誓いこの憲章を制定する」という形で謳われております。それを基本理念にすることで「豊かな森林文化の国ふくしま」の創造の基本理念のもと、森林の適正な保全と、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成によって、健全な森林を将来に引き継いでいけるよう、県民一人一人が森林づくりの重要性と果たすべき役割について改めて認識し、県民全体が森林環境税により支援する次のような取り組みを継続していくことが必要である、ということです。

6頁には「森林環境の保全」という基本目標について「森林環境の適正な保全」ほか2つの施策を列挙してあります。同じく7頁には「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」という基本目標について3つの施策をあげています。これら施策については第1期と同様となっておりますが、ただ幾つか新しい視点というのも加えてこれら施策の考え方を構築している、ということです。「森林環境の保全」にある(2)「森林資源の活用による低炭素社会づくり」というのが新しい視点となります。それから「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」の(2)「ふくしまの森林文化の継承」ですが、ここもこれまでは「森林文化の復興」という言葉を使っておりましたが、ここを「継承」ということで「～県民の財産として次世代に引き継いでいく取り組みを進める～」ということを強調したということです。

これらの体系を整理したものが10頁の体系図です。

まず基本理念につきましては先ほど申し上げたように県民憲章を用いています。基本目標「森林環境の保全」それから「意識の醸成」につきましては、税条例の中に出てくるものです。資料は「環-3」福島県森林環境税条例ですが、第1条は目的と課税方法が、第2条及び第3条には期間と税額が定められております。第1条の目的のところ、「～森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため～」にこの税がある、となっております。ここの目的の部分

引用しまして、基本目標については平成18年度からの第1期と同じ内容です。

次に施策の方向については、「森林環境の適正な保全」から「森林環境の調査研究」までの6部門です。今日の説明の中では7つの分野と言いましたが、うち「市町村が行う森林づくり等の推進」については基本枠と重点枠、2つにわけて検証・評価を行ったので7つということなので、ここ（施策の方向）では1つにまとめているので6部門ということです。このうち2番目の「森林資源の活用による低炭素社会づくり」というのが新しい視点ということになります。

次に主な対策ですが、主な対策のうち☆印がついた部分が新たな視点です。新たな視点としては、二酸化炭素の吸収機能を高めるための森林の整備であるとか適切な再造林などによるバランスのとれた森林資源構成への誘導促進、低炭素社会づくりについては、未利用材をフル活用していく、県産木材の木造住宅等への利用推進、木質バイオマスの利用推進があります。また市町村が行う森林づくりについては、住民に身近な里山整備などを促進する、地域における木材や木質バイオマスの利用、さらに県民参画の推進の中では、企業や団体等による森林づくりの推進、等を新たに加えております。ふくしまの森林文化の継承ということでは、第1期は「復興」ということでしたがそれを引き継いでいく、つまり「継承」していくということに重点を置くことで、郷土に受け継がれてきた森林の文化や木の文化を引き継ぐための取り組みを進めていこうということで、新たな視点に加えております。

最後ですが8頁に戻っていただいて、「森林環境税の在り方」です。

環境税の在り方について、先ほど資料「環-3」で条例について説明しましたが、第2条では期間と税額が定められております。ここで期間については、個人の場合は平成18年度から22年度までの各年度、法人の場合は会計年度がありますので平成23年3月31日までの間に開始される各事業年度となっております。それらで、県民税の均等割に千円を加算した額というのが税額になるということです。そういった森林環境税の現行の制度を踏まえて、第4「森林環境税の在り方」について見ていただきたいと思います。

先般、県民アンケート、タウンミーティング、市町村からのアンケート等、様々な意見を聞いております。また審議会の委員の皆様方からも、これまで様々な意見を聞いております。その中で、県民アンケート調査によりますと、平成23年度以降についても「現在のまま継続すべき」「新たな取り組みを加えて継続すべき」という回答が91.6%を占めております。また、新たに加えるべき取り組みとしては、「地球温暖化対策としての水源区域に限定しない森林整備も必要だ」という回答が82.8%を占めております。そのような様々な意見等がありました。

ここが「在り方」ということで結論となるのですが、事務局で取りまとめたのは、このような形です。「本審議会としては、取り組むべき次期対策の

必要性と県民等の強い声をもとに、森林の公益的機能の恩恵を受けている全ての県民の理解と協力のもと、森林環境税を継続し、森林環境の保全や森林を守り育てる県民意識の醸成に取り組むための施策支援を平成23年度以降も行っていく必要があると考える。」とまとめました。

そして「1 制度」としてこのような表現にしました。「森林環境税は今後も継続することが適切と考える。」このように中間取りまとめを整理したところです。

以上、少し長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。

議長
(木村会長)

ありがとうございました。
只今の説明について、各委員より御意見がありましたら、お願いします。

外山委員

今回の森林環境税の延長について、まず最初に確認したいのですが、やはりこれまで同様に5カ年程度の時限的な税なのか、今後とも引き続きという表現で最後に書かれておりますが恒久的な税なのか、ということが一つ。

それと、今回いろいろな施策面での対策を講じたということですが、私なかなかよく理解出来なかった部分は、確かにこれだけ対策したっていうのはプラスの部分ですが、全体として今までやった対策の部分に、更にと加えてこれからこれだけは対策しなくてはならないという、分母の部分がちょっと分かりにくかった、と思っております。具体的に言いますと、森林の整備・間伐分野について、全体として施業を必要とする部分はどうなっているのか、あるいはこの中で今回の新しい目玉として造林未済地の話にも触れられていますが、その辺の実態はどうなのか。今きちっとした数字をお持ちでしたら教えていただきたい。

以上2点でございます。

森林計画課
長(渡邊課
長)

森林計画課長です。
一つ目は「5カ年限りの税か」ということでございますが、税条例にございますように第2条で平成18年度から22年度までの各年度分の県民税の均等割に千円を加算した額ということで、平成22年度までの5カ年が限度ということになります。この部分について継続するかどうか、ということが今後の議論の中に入ってくるかと思っております。

外山委員

継続にあたって、時限的な考えを維持してやるのか、今回時限という考えを取り外すのか、ということです。

従来は「5年」とあったけれども「緊急的な部分」だった、それに対して「ベースの部分」があるはずですからそこを今後継続してやっていくのかどうか、まず議論するなら最初に二つの別れ方がありますよね。

つまり「5カ年間」と区切ってしまうと次回も緊急性がある部分だけだ、となる。それに対して、「この部分が非常に遅れている。緊急的に対策しなければ全体としての環境保全が出来ない。」という理論構築をする以上、全体には「森林・林業というものはそもそも短期的な物ではなく、恒久的にずっと手入れをやっていく。」という大きな土台部分がある。そこは例えば、もう特別な目的税ではなく一般財源で対策することも考えられるという議論と。

そのような二つの視点では、どう考えていますかということです。

森林計画課長
(渡邊課長)

これは恒久税と言うことではなく、第1期でも、5カ年間の事業費がこれだけ要る、だからこれだけの税額が必要になる、ということで5カ年という形と税額も決まっているということです。第2期につきましても、税につきましてもは税制検討会の方に委ねるといことになりませんが、そのような形になるものと考えております。

もう一つは事業規模の内容等ですが、今回の中間取りまとめは次期対策の考え方を整理したものでして、この主な対策というところにぶら下がるそれぞれ必要な具体的な事業についてはこれから検討し、最終取りまとめの中で、事業の内容であるとか規模・実施期間が決められると思っております。

議長
(木村会長)

他にございませんか？
はい、原田委員。

原田委員

森林環境税については大方の県民の皆さん、私の村の皆さんも賛成をされていて、千円ぐらいならば負担をします。十数年前にあった8.27水害のように、森林の手入れが出来ていないために災害になったという見方のある例もあるので、多くの人たちは賛成をされていて、今後とも千円程度ならばやっという、ということです。

ところが私この前西郷村の議会を傍聴に行ったところ、不景気のためとか、あとリストラとかですね、西郷村ばかりではないと思いますが税の滞納というのが相当ありました。これについては優秀な職員を税務課に配置したり、それから民間へも村長が委嘱状を出して（委嘱して）、税務課の職員と共に一軒一軒滞納している所を回って税を集める努力をしています。そのような中で「なんでそんな時に新しい税（森林環境税）を作るんだ」と文句を言われたことがあります。

（森林環境税では）49億円ぐらいのお金があるようですが、これを市町村が使えるように戻す、例えば学校教育に使うとか、県が集めた半分位は市町村で自由に使えたほうがいい。福島県の場合は私のいる西郷村とか、檜枝岐や只見などは90%以上が森林ですが、会津では湯川村とか県南では中島村などは村の面積も小さいですが森林はほとんどありません。平らなところで防

風林程度に木を植えてあるところがありますけど。市町村によって、この森林環境税に対しては、集める税務課職員の意識など、そういうものに差があるのではないかと思います。

そのような意味で、私たちは例えば「地球温暖化だから」等と大義名分掲げて「千円ぐらいならいいだろうから集めているいろいろやろう」と言うのも大事なんですけど、その使い方については、もりの案内人を作るとか県独自の事業に使うのも結構ですが、まずは市町村に戻して、例えば市町村によっては学校教育の中でやるとか、例えば水道が不足している市町村であれば一生懸命木を植えて水源地を確保するとか、そのような形がいいのではないかと提案したいと思います。以上です。

森林計画課長
(渡邊課長)

今、市町村が独自に使えるような財源にするという提案でした。
次期対策の考え方の中にもありますように、市町村が独自性を発揮して使う事業を執行できるような部分ということで、第1期でも23.9%分を市町村に交付金、地域重点枠として配分をいたしております。次期対策についても、これからのことですが、同様の仕組みになればこのように事業が出来るだろうと思っております。
また県が65.6%分で県営の森林整備を行っておりますが、それは各地域の森林整備を県が代わって行っているということですので、実質的には地域雇用というようなことで地元の人達の雇用にも結びついて、地域振興にも十分に貢献していると思っております。
以上でございます。

議長
(木村会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。
他にございますか？
はい、どうぞ。

矢吹委員

2頁の「森林環境の適正な保全」の体系図ですが、○印になっている「森林資源情報及び施業履歴管理システムや森林情報発信システムの活用」のところで、県民の方の理解を得るということではこの「ふくしま森まっぷ」の活用というのは重要な部分だと思います。
そのような中で、航空写真をデジタル画像で撮っていただいて、この地図情報に組み入れて頂ければ、より県民の方々の利用が拡大するのではないかと、あるいは理解しやすいのではないかとと思われるので、その辺も十分検討をして頂きたいと思っております、以上です。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございます。
それは空中写真ですか？

矢吹委員

写真をデジタル化すれば地図情報と重ね合わせることが出来て、見れば一

目瞭然です。

先ほど森林計画課長さんが資料の写真をさして「間伐の状況は一目瞭然」だという風に言われましたけれども、「どこに何があるのか」という点について「目で見える情報が県民に提供される」という意味で、是非空中写真のデジタル化ということで組み入れて頂きたいと思っております。

森林計画課長
(渡邊課長)

ただいま矢吹委員の方からお話ありましたデジタル情報を活用すべきとの指摘については、検討して前向きに考えていきたいと思っております。

議長
(木村会長)

他に、ご意見ございますか？
はい、山本委員。

山本光子委員

森林資源の活用による低炭素社会づくりで、資料「環－１」の一番最後のページの所ですが、「間伐など未利用材のフル活用の推進」とありますが、環境税の割合の中で見ると間伐材の利用分野は、資料「環－２」の一番最後の方の頁で5.7%となっており、たいへん数字的には少ないと感じます。

以前もお話させて頂きましたが、「住宅建設で県産材を使った場合に補助金を出します」となっていますが、出来ればもっと県民が使いやすいようにしてください。例えば「建てたら補助する」形よりも、間伐材を加工したり製品化する時点で環境税を投入して材料単価自体を低くするとか。それで一般に市販されている物との価格差が小さくなって、今「間伐材を使いたい」と考えている方達にも、「これこれの種類の木材には（価格に）環境税が投入されてるから手頃な価格で使えます」という風にアピール出来る。

必ずしも補助金らしい「この規定でこのようにやればお金を出します」ばかりではなく、「間伐材の加工製品には環境税を投入してあるため県民の皆さんが使いやすいような価格にしてあります」とか、意識しなくても自然に使う人が増える、そういう方法も考えていただいて、もっともっと県民の皆さんに利活用してもらったらと思いますのでよろしく願います。

林業振興課長
(堀江課長)

木材を製品にするときの単価に環境税を入れたらどうかという御意見ですが、特定の企業とか製品にどのように反映出来るかどうか等、検討してまいりたいと思います。

木造住宅とか、バイオマス利用など、その辺の利用を拡大できればと考えています。

議長
(木村会長)

ありがとうございました。
他に、ございますか？
はい、遊佐委員。

遊佐委員 意見ではなく教えていただきたい点なのですが、林業関係の予算については環境税とは別にあるのか、また環境税は県の林業関係の予算に対してどのくらいの割合になっているのか。

それから環境税があるために、県事業の予算が削られることは無いのかという心配があるのですが、どのくらいの割合になっているのか、教えて頂ければと思います。

森林計画課長 (渡邊課長) 手元に詳しい数字がありませんが、森林林業総室全体では135億円位の予算を持っていると思います。その中で、この森林環境税につきましては、13億円位になっていると思います。一部国の補助金も組み入れて事業を構築しておりますので、純粹には12億円位だったかと記憶しております。

遊佐委員 すると約1割ぐらいですか。

森林計画課長 そうでございます。

もう一点「環境税があることによって、全体的な予算を削られないのか」という質問であったかと思えます。森林環境税につきましては、使い道について、先ほども触れたように条例の中で決まっているので、そこに充当することになっており、その部分について予算計上しているところです。「その分を削られないのか？」という心配については、そうならないように努めています。

議長 他に、ありませんか？

(木村会長) はい、早矢仕委員。

早矢仕委員 今予算の事が出たので、お答え出来る範囲で結構ですが教えていただきたいのです。前回、前々回も言ったと思うのですが、今「事業仕分け」がかなり実施されておりますが、そろそろはっきりしたかと思うのです。

予算の事でもありますので、その辺大変苦しいでしょうけれども、分かる範囲で教えて頂ければと思います。

森林計画課長 (渡邊課長) 事業仕分けの影響があるか無いかということですが、影響は無い、ということでございます。

議長 はい、ありがとうございます。

(木村会長) はい、どうぞ。

外山委員 ただいま事業仕分けという話がありましたが、平成22年度は国の林業関

係予算について、全体としてはほぼ要求ぐらいいくだろうと思います。ただそれ以降は不透明な部分があって、なかなかここではお答え出来ないところです。

ただ先ほど少し出ました、「なぜいつまでなのか？」という議論の部分ですが、今こういう状況ですから、早矢仕委員の質問のように一般の県民の方を見て来るといことです。今日は方向性をどうしたいという中間取りまとめの段階なのでしかたないのですが、現時点では状況認識が観念的で、対応策についても抽象的に感じられます。

私も行政に携わっていますから、「この部分が緊急に必要だ」という環境税でやる部分と、通常でやる部分とをはっきり明確にすべきだろうと思います。特にここ5カ年なり10カ年の中で、「今実施しなければ福島県全体の森林資源がおかしくなる」という部分を明確にしたほうが、よりよいのではないかと。対策も色々あるからと百花総花的になりやすいがそうではなく、「今回新たに」という部分を重点的にやっていくと。

私が一番危惧しているのは、先ほどの話の中で「分子の部分は書いてあるけど分母の部分はわからない」といった部分です。私は国有林におりますが、国有林でも森林整備の部分でかなり遅れているという認識があります。実は施業履歴が無く、20年間手入れしていない山というのがかなりある。民有林でも保安林のように法的措置も含めて緊急にやるべき部分もあるし、一般的な山林であっても20～30年も全然手入れしていなければ何らかの手を入れなければならないという部分もあるし。それから特に問題になってくるのが、西日本で起きている造林未済地という「木を切った、そのあと何にも植えない」というような状況です。ですから、その辺の把握をして、そこについては大々的にやっていく必要はあるでしょう。

論点が広がって申し訳ないですが、そういう森林整備では、例えば水源林部分では林業公社が施業を担っているのだから、現在林業公社の採算性についてはあれこれ言われておりますが、その分を環境税で補填するなども、緊急的な策としては考えられるのではないのでしょうか。

これらの具体策がより見えるような形が今の段階で必要なのではないかと思います。そういう考えに立つと、先ほどの原田委員の発言もしかり、早矢仕委員の発言もしかりですが、必要性があるから苦しい中でも税負担していきましようという議論が、（森林環境税の）延長という議論をするにあたって明確になるんじゃないか、と思います。

森林計画課長
(渡邊課長)

既存事業との住み分けと言いますか、「森林環境税の対象とするのはどこなのか、何をやるのか」という住み分けが必要である、というお話と、もう一つは、「施策を進める上では再生林のようなものを重点的に」というような趣旨での御意見だったと思います。

補助事業等の対象というのはかなり広くて、なかなか住み分けは難しいところがありますが、やはり森林環境税でやるべきものというのを特化しなけ

ればならないと考えておりますので、その辺の住み分けについて十分に考えて事業を構築していきたいと考えております。

また重点部分につきましては、考え方の所に記載してありますように、適切な再造林であるとか、二酸化炭素の吸収能力の高い若齢林の整備、そういったものに重点的に事業を展開していくということで、主な対策として記載しております。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございました。
次は、はい、原田委員。

原田委員

矢吹委員が発言する前に私が発言させていただきます。県の森林組合連合会の専務をなさっております矢吹委員の意見も聞きたいと思っております。

西郷村はこの2月に村長選挙がございました。その選挙の中で、村長さんや村会議員さんから色々意見を聞きました。

福島県、特に県南の西郷村などでは、昔は村長選挙に出るときには山の木を売って選挙資金にして、また木を植えれば何十年か後に木が育って孫が大学の医学部に入るときにまた売って入学金が出せる、という風に山を資産として考える「林業家」という人がいたわけです。それで西郷村にも林業運送という運送会社までありました。まだ今のような車のある時代じゃなかった、皆の家には耕耘機かバイクしか無かった時代に、そういう森林でもって生計を立てていた農家がたくさんあったのです。今はそれがほとんど無いんですよ。だから今回の資料の中でも、「なかなか世代交代は難しい」そして「森林産業というのは低迷」、そのような基調で報告されているわけです。

そういう中で森林環境税を使って色々やるとして、二酸化炭素を少なくすとか水害を無くすというのも大いに結構ですが、やはり林業で食べれるような、林家・農家・後継者が意欲を持って（林業を）やれる、そこが大事だと思うんです。

そこで矢吹委員に質問したいのです。

こうやって50億円ぐらいの税金を集めてきて、それで県の事業は65%ぐらいで色々やるけれども、回り回ってそれぞれ森林を持っている農家の人に補助金が行く。それから残りは市町村の事業があって、学校を通して森林文化とか色んなこともやる。平成18年度に森林環境税が出来たことによって、間伐を新たにやろうという人もある。これらで直接お金が行っただけでなく波及効果というのがあると思います。例えば新しく林業をやりたい人が都会から就業に来て、森林組合に採用したら職員が増えたとかです。連合会と森林組合で、この森林環境税が出来たことによってどんな波及効果があったか、あるいはこんな点がまずかったとか、矢吹委員の意見を聞きたいと思っております。

議長

はい、では矢吹委員、お願いします。

(木村会長)

矢吹委員

森林環境税の効果が、どうであったかという話です。

森林組合ですが、「林業組合」ではなく「森林」が名前についているのはなぜかと言いますと、林業家の集まりでは無いという意味なのです。皆さん御承知のとおり、林家は小規模です。5 h a 以下というのが大部分を占めており、そういう方々は林業では食べていく事が出来ないという事から、森林組合が誕生したという経過もございます。

しかし中には20 h a とか50 h a とか持っている森林所有者の方もあって、そういう方は山に造林をし、それを間伐して市場に出し、そして大体は農業と併せて農林業複合経営という形で経営をしております。この前の農林業振興計画の議論の中でも、そういう経営者についても対策を講じていただきたいという風に岡部委員の方からも意見があったとおりです。

ですから特定の団体が利益を得たとか、そういう観点から森林環境税のあり方を考えるのではなく、全体として「福島県のためになるのはどういうことなのか」という事を考えていくことが重要ではないかと、そのように考えております。

そういう視点で、森林が一旦伐られれば存立基盤たる森林資源も失われるという事から、今回の次期対策の検討の中では再造林という所にも光を当てていただけないかと、本当に期待しているところです。

先ほど外山委員から、どの位伐採後に造林せず放置している場所があるのか、という質問があったので調べてみたのですが、官行造林実施地で造林しないまま返地するという事例も含めると、年間400 h a から500 h a は伐採したまま放置しているのではないかと推定しているところです。中間とりまとめの2頁のところで森林資源の利用促進ということが述べられておりますが、主伐をするということがまずは利用促進だと思います。しかしその対策を検討するにあたっては、一昨年平成20年の林業白書にも書いてあったと思いますが、主伐収入が126万円、そこに再造林して5年間下刈りすると153万円かかるため収支はマイナスとなり、ほとんどの森林所有者が自ら造林することが出来ないという状況なのです。是非、「主伐収入があったのだから助成率これこれで再造林やれ」という話だけではなく、そういう背景も踏まえながら森林環境税による制度を構築していただきたい、と考えておりますので、よろしく申し上げます。

これは補足ですが、連合会では平成21年度に「低コスト林業経営等実証事業」という調査を日本林業技士会から委託を受けて実施しました。これは森林資源の保続のためには再造林しかないという前提のもとに、再造林を行う際の低コストの方法は何があるのか？という事で調査をいたしました。色々な低コストの方法があるのですが、例えば主伐の直後に植えると地拵えをせずに済むとか。それから植栽本数を少なくする方法、今までh a あたり3000本植えていた苗木を1000本にすれば、単純計算で苗木代は3分の1で済むと

か。それから今技術的に発展してきているコンテナ苗を利用する方法、近く国有林でまた実演会やるという情報もありますが、コンテナ苗ならばいつでも、時期を選ばずに植えられるうえ、初期成長も早いなどと言われております。ただし今のところ、工程は2倍に上がるが価格も2倍という状況ではありますが。そういった技術を使うことによって、永続して森林資源の維持培養が図られるのではないかと、そういう調査をやってきました。まだ県の方に資料差し上げる段階に至っておりませんが、技士会の方からゴーサインが出たなら、調査書は県の方に差し上げたいと思っております。

以上です。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございました。
他によろしいでしょうか？
はい、山本委員。

山本光子委員

お願いがあります。
私は現在森林づくりネットワーク21の方にも参加させてもらっております。森林づくりネットワーク21は森林づくり活動をする団体のネットワーク構築として、浜・中・会津の7団体が集まって、県の働きかけで最初に作られた組織です。
ボランティア団体などには環境税等から細かく手厚い保護がされるということがありますが、ネットワークの方では予算が削られてきていて、活動をしていくのにも、存続をするのにも厳しい状態にあるという説明が、総会の時にありました。
個々のボランティア団体を指導するのに環境税を使用するのも良いと思うのですが、実際に環境整備活動とかボランティア活動を実施する時に核となる団体が県内にはあるわけで、やはり各ボランティア団体を取りまとめて長い間活動してきている実績があるというのに、この環境税が出来たことによって少し方向性が違って来たのではないかと、存続していくのがすごく厳しい状況にあるという話が総会でされていました。
今日の資料の中では、「県民参画の推進」の所で、森林環境教育指導者育成セミナーについて「小学校教員及び公民館指導員を対象とした森林環境教育の指導者育成」と説明があるのですが、実際には学校の先生方ってとても忙しくて「なかなか森林環境教育に携わったりすることは大変」という話もあるようです。
私も「県南木もれび倶楽部」の代表として活動しておりますが、色々なセミナーとかの行事の時には色々要請が来たりします。「お手伝いしてください」とか、「一緒に活動しましょう」とか。活発に活動はしていきたいけれど、先立つものがなかなか無い。そういう状況があるので、出来ましたらこういった指導者育成セミナー等については、「小学校教員および公民館の指導員」のように募集対象を限定するのではなく、もう少し考えて頂きたい。

別の方の事業でボランティアサポーターで育成をやっているから支障がない、ということではないと思います。

もりの案内人さん達、退職してボランティアになった方に聞いた話ですが、「今まではお金をもらいながらボランティアしていたが、今はお金を払いながらボランティアしている」と。でも経済的な余裕がある人ばかりではありません。やはりこういうセミナー等は、意欲のある、指導員になりたいとかやってみたいとか思ってる方達が、（募集対象が違うから）参加出来ない、というのではどうかと思います。

ですから、ボランティアだから無報酬というのではなく、ちゃんと報酬もある程度頂ける新たな指導者になれるようなセミナーを開催する、そういった計画を考えて欲しいので、ぜひ少し幅広く指導者育成ということを考えていただきたい。

ボランティアだけに頼るのではなく、きちっとした講習を行ってある程度指導者として形になるような人達を育成していく。そして幅広く参加して下さる方を育成するように、県側で考えていただければと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

森林計画課
長
(渡邊課長)

いま山本委員の方からお話がありました、「ボランティアだけに頼らない指導者の育成」と、それから「小学校・公民館の指導者に限定せずに」ということですが、そういった意見も踏まえまして、支援の対象を幅広く出来るように考えて行きたいと思っております。

議長
(木村会長)

はい。
では、斎藤委員。

斎藤委員

聞きたいことが一杯あって頭の中が整理できていません。

私も建築やってる人から聞かれて分からなかった事です。間伐材について、一般の方もこう考えていると思いますが「(森林の)中でじゃまなもの、細いものを伐採した、つまり要らないものを利用する」ものだろうと。しかしその質問では「普通の家が建つような太い木材も間伐材として伐採すると聞いたことがあるが間伐材とは何か？」って言われて、分からなかったのです。

今日も色々な用語が出てきて、これは多分パンフレットとか広報の際にはもう少し分かり易い言葉で説明されるだろうとは思いますが、やはり県民から広く頂く環境税と言うことになると、やはりもっと言葉を分かり易くとか、説明を補足するとか、そういう対処が必要なのではないかという気がしました。

今までだまっていたのは、こんな初歩的なことを質問するのはどうかと思ったからですが、でもこういう視点はやはりとても大事なことだろうと考えます。県民みんなが解るような、そういう広報の仕方とか、説明の仕方と

か、そのような点を次期はやって頂きたいと感じました。

次に資料「環－２」の１３頁で、ペレットストーブのところではちょっと気になっている点ですが、ペレットストーブの研究開発事業というのがここで書かれています。私の知っている「木にこだわった家づくり」「自然にこだわった家づくり」をしている人達のところでは、ペレットストーブよりも普通の暖炉の方がまだまだ使われています。写真に載っているものが研究開発された結果のものだとは思いますが、もうちょっと質感が欲しいとか、もうちょっと違った形の物が欲しいとか、機能的な部分でももっと違ったものが欲しいとか、もしかすると（使う人に）そういう感想があるかもしれない。こういう研究開発をするときは、やはり一般の人とか建築をやっている人達等を入れて意見を聞いたりですとか、それを必要としている人の意見が率直に採用されるような、意見が直接研究開発に繋がるようなやり方をして頂ければ、もっとペレットストーブは普及するのではないかと感じました。

林業振興課
長
(堀江課長)

間伐材の件ですが、例えば20年生位の間伐材の場合は細いので先ほどおっしゃられたような印象もありますが、ある程度成長し40年とかになってくれば建築材にも十分に使える、ということになります。御指摘のとおりパンフレット等にはその点を分かり易く補足するような対応をしたいと思います。

ペレットストーブの開発の件ですが、県の研究開発事業は終了しておりますが、そういった研究開発につきましては、一般の人あるいは建築家の方、そういった意見も幅広く聞きながら取り組みたいと思います。

議長
(木村会長)

はい、よろしいでしょうか。

はい、山本委員。

山本美穂委
員

質問が3つ程あるので、教えていただきたいと思います。

手入れの遅れた森林の整備に関して事業が必要ということなのですが、手入れの遅れた森林の緊急度の把握の基準というか、緊急度をどのように順位付けしていくのでしょうか。要するに必要な事業をどんな風に決めていくかを教えていただきたい。それが1点目です。

2点目が、市町村への交付金です。これは非常に興味深くて、勉強させていただきたい。アンケート結果でも要望が沢山出ていますけれども、この仕組みを是非教えていただきたいと思います。要するに、沢山メニューがある中から市町村がやりたいことに合う所に要望を出したとして、それをどのようにピックアップするのか、どのようにして交付するしないを決めていくのかということをお願いしたい。

それともう1つ。前回か前々回の審議会に出席したときに聞いたのですが、境界確認の作業について。これは世代が代わるとどうしても最重要課題になるかと思われるんですが、境界確定の作業に関して、今回の資料の中では特に何も書いていないんですが、県の事業の中ではどのような事業がこれ

をカバーしているのかということ。

とりあえず3点教えていただきたいと思います。

森林計画課
長
(渡邊課長)

まず緊急度の測り方と、それから市町村交付金制度の話と、それから境界確定事業の話と3つ質問がありましたが、まず市町村の交付金制度でございます。

先ほど申しましたように、基本枠と重点枠というのがありまして、基本枠についてはそれぞれの市町村毎に民有林の森林面積とそれから小学生の子供の人口を指標として、基本額50万円に森林割と児童割を加算するというやりかたで算出しこれを交付している、ということです。御手元には市町村毎の配分額資料がございませんが、100万円弱から600万円位まで様々で、例えばいわき市のように大きな所では人口も多いが森林も多いということで大きい額になる、ということになっています。

それから重点枠については、市町村がそれぞれ独自のアイデアを持って森づくりを進めるもので、市町村から提案をしていただきます。その際は、基本的には森林づくりであるとか住民参加を伴ったものというような「条件」がございまして、その条件の中で工夫をして事業提案していただくということになります。それを審査して交付をする、というのが重点枠でございます。

もう1つ、手入れの遅れた森林の緊急度の測り方ですが、これにつきましては森林土壌の浸食状況をモニタリング調査など行って、対象森林の緊急度を把握している、ということです。

それから境界確定事業の進め方ですが、ちょっとお待ちください。

失礼いたしました、先ほどの交付金制度についての補足ですが、配分にあたりましては「森の未来を考える懇談会」の中で審議いたしまして、その中で配分先、配分額等を、委員の意見を聞いて決定している、という仕組みです。

議長
(木村会長)

時間がかかるようなら、その前に一人くらい別の方を・・・。
出来ますか、では、回答お願いします。

農林水産部
次長
(相馬次長)

では私の方からお話しします。

境界の確認については、国の方では森林整備地域活動支援交付金、これは栃木県でも実施されていると思うのですが、この事業での境界明確化があります。あとは森林整備加速化・林業再生事業によります交付金です。この2つの事業で境界明確化を進めているところです。

そういった既存の事業があるため、基本的に森林環境税は既存事業には使わないというルールがありますので、森林環境税は該当させておりません。

議長

はい、よろしいでしょうか。

(木村会長)	それでは、山本委員。
山本光子委員	<p>1つまた質問です。</p> <p>森林文化の復興ということで「ふくしまの森林文化復興事業」の所ですが、他の予算の見込みを見ますと平成18年度から21年度までと比べて平成22年度の見込金額はみんな数字が低いのですが、この事業だけは見込みがすごく多いので、桁間違いなのかと一瞬思いました。しかし資料「環-2」の一番最後の頁の使途・使い道の見込みというところに記載ありますが、平成18年度から21年度までで22,333千円だった金額が、どうして22年度の1年間で41,055千円になっているのか、こんなにこの部分には必要なのか。俗に言う事業仕分けではありませんが、倍になるほどお金を使う必要があるのかどうか、もし御説明いただけるなら、よろしく願います。</p>
<p>森林計画課長 (渡邊課長)</p>	<p>森林文化の復興の欄につきましては、平成22年度には4,100万円になっておりますが、これにつきましては実は本審議が終わった後の「その他」の中で、「森林文化の企画展」というものを最終年度の22年度に集大成として計画しておりますので、その時説明をする予定でした。</p> <p>ではこの機会に御説明申し上げます。お手元の「参考資料3」というのがありますが、これで説明させていただきます。「ふくしま森林文化企画展の開催について」ということで、目的は森林環境税の取り組みのシンボル事業として、森林文化をテーマに県内の文化施設5館、県立博物館・アクアマリン・歴史資料館・まほろん・フォレストパークあだたらの連携によりまして企画展を開催するというもので、準備を進めていたところでございます。</p> <p>期間は平成22年6月26日から8月22日まで、この5館が共通開催ということですが。</p> <p>展示概要につきましては、それぞれ資料のペーパーを見ていただきたいと思います。また資料次の頁に説明がありますが、オープニングイベントを実施いたします。県立博物館でテープカットをしまして、オープニングトークということでそれぞれの館長さんにお集まりいただいて展示内容の紹介などをしていただき、午後は記念トークということで1時から、しゃくなげ大使でもございます安藤和津さんのお話、ということになっております。</p> <p>「2 企画展全般における共通事項」として企画展の大まかな紹介ですが、それぞれの環境税の意義・概要、基金事業の成果、学習成果の展示等を行うというものです。</p> <p>皆様も是非、ふくしま森林文化企画展を御覧になっていただければと思います。</p>
<p>議長 (木村会長)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>そろそろ時間も大分経過しましたが、最後にどなたか。</p>

それでは、外山委員。

外山委員

この環境税について、前回の5年前と今の状況とを比べたとき、情勢の変化で一番大きいのは、全体的な日本経済そのものがリーマンショックによる経済状況で大きく変わった、5カ年間で非常に乱高下したという事があげられます。それともうひとつ、森林林業を巡る情勢に限れば、福島県は昔森林林業あるいは木材産業でトップランクを走っていたが、実はこの5カ年間で隣の宮城県に抜かれて、今はブービー争いになっているという大きな変化があります。

また全体的な話ですが先ほども出た、森林林業の採算性の悪化という話題については、私が学生の時代からもう長期低迷という話があり、実際に今までの歴史の中で、本来の林業の採算性というのはどうだったのか、逆に言うと昭和30年代から40年代半ばの15年間の方が「短期高騰」で今の状況がむしろ本来の姿ではないか、とも思います。

その辺の考え方も含めて、もう一度新しい視点で切り口を考える、既存の改変ではなく、きちんとした視点でもって改めて現状を踏まえるということでしょう。

それとともに、今度新たに5カ年間やるにあたって、どういう点が足りないのかという具体的なプランというか、数字を踏まえたビジョンでもって、「5カ年間で緊急に引き続きやらねばならない」という強い意志を表していただきたいと思います。次回開催は7月ですか、なかなか期間も短い所ですが、現状の中間取りまとめの内容の状況からすると、そこまでにはまだ非常に落差が大きいと思います。まだ中間ですから、私ども委員の間にペーパーでも良いですが「こういうことを考えています」というような情報を流していただきつつ、意見のキャッチボールをするのも1つの案かと思います。

もう1つ。その中で、林野行政としては昨年12月に林野庁から森林林業再生プランというものを出したわけですが、これとの整合性を色濃くしていただきたいと思います。

それからそれぞれの予算の理屈付けについてです。「事業仕分け」という言葉が何度も出る中から、県民そのものが個々の事業についての位置付けというものについて、単に「今までやってたからこうします」というのではなく、必要性を個々に見る目というものが醸成されたのだと感じます。その辺がきちんと説明できる形をとっていただきたいと、そのように思っています。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございます。
他に意見ございますか。 それでは、矢吹委員。

矢吹委員

広葉樹の関係でございます。
森林環境税は人工造林された針葉樹林を中心として対策が行われてきてい

ると思いますが、カシノナガキクイムシ等、広葉樹の適切な伐採が行われていない所にも被害が拡大しているのではないとも言われています。

せっかくの森林資源ですので、なんとか広葉樹も含めた対策というのを考えていただきたいのです。

今私は具体的なアイデアを持っているわけでは無いのですが、環境税の条例にもそここのところは特段否定されている訳ではないと思いますので、御検討よろしくお願ひしたいと思います。

農林水産部
次長
(相馬次長)

森林環境税の使い道について、森林林業総室の予算額は135億円であると先ほどお話しさせていただきました。

けれども今まさに困っている林業家、木材価格が安くて経営が成り立たないと林業家が困っている中で、林業全体としての取り組みがなされています。例えば「採算性を確保する為にはどうするか」、要するに生産コストを下げるにはどうしたらいいかということで施業の集約化、さらには林業労働者が減少・高齢化しているためそれに代わる高性能林業機械の導入、それらを一般財源、通常的林業の予算の方で手当てして、林業の振興に当たっているところでもあります。

森林環境税は、そもそも年間10億円程度、(林業予算)全体の1割程ですので、それだけで福島県の林業をなんとかしようとしても難しい話でございます。そのため環境税としては、当初は水源区域、県民の方に見えやすい、一番理解しやすい場所から、「我々にとって水源の森林は大切」と訴えました。その水源の荒廃している森林の整備について、水源区域16万haのうちモニタリング調査などして9千haが非常に荒廃している、森林所有者の責任では無いところで荒廃している、これをなんとかしなければならないということで環境税で整備させていただいたということです。おかげさまで平成22年度、当初目標としていた9千ha、何とかこれは整備が終わるということになっております。

昨年、県民アンケート等で、平成23年度以降の在り方について色々おたずねした結果、「水源区域に囚われないで、地球温暖化対策という新たな視点で今後5年間を考えてみてはどうか」という意見も82%の方から頂いています。そういうこともありますので、従来の水源区域のみの整備ではなく、もう一步踏み込んでどういったやり方がいいのか。また福島県の森林は、9齢級40年～45年生がピークを迎え一番多い面積を占めていて、間伐が非常に遅れている状況もありますので、その辺をどうするのか。いずれにしても、水源区域にとらわれない形だと、通常の一般造林補助事業とどういうふうに住み分けをしていくのか、そういったことを現在考えているところです。

地球温暖化対策につきましては、地球温暖化の対策として効果があるのは3～5齢級の若齢林です。ここが一番成長が大きいので、二酸化炭素吸収には一番効果が大きいということにははっきりしております。その辺の、初回間伐といたしますか最初の間伐時期、近年はそこが全然やられてない状況がありま

すので、その辺をどうしようかと、それらのこともまな板に載せて検討しているところです。

また再造林につきましても、先ほど矢吹委員からありましたように、皆伐で126万円は入るけれども再造林すると140～150万円かかってしまう、というのでは誰も造林しない、伐りっぱなしで終わってしまう。そこについて、福島県の森林資源を持続可能にするためにもやはり再造林は必要ですので、その手当をどうするか。補助は10割でいいのか、9割がいいかということも考えていかねばならないと思っています。

その辺の考え方は今後詰めていきたいと思っていますが、今日の時点ではまず「環境税の在り方について、枠組みはこれでいいのか」という段階です。皆様からいただいた意見をもとにして、さらなる制度設計を行い、次回には細かい制度設計を提案できればと考えています。以上でございます。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございました。
では斎藤委員、よろしくお願いします。

斎藤委員

ここまでのお話を聞いていて、とても取っつきにくいと思っていたのですが、この環境税には「文化」とか「環境」「教育」は一杯入っていますが、やはり一番大切な「暮らし」というものが見えてこないように思われます。

枠組みを作るときに、やはり「暮らし」というものがベースになるということで、例えば木を育てる人の暮らしもありますし、県民の暮らしもありますが、それを一番大事に考えているからこそ「協力してください」という気持ちが表れる。そういうことでないと皆さんの理解を得られないのではないかと、そこが大事なのではないかと、思ったものですから。

ついでにもう1つ、次回で最後ということなので。本当に事務局が大変なのは解るのですが、資料は前もって送ってもらえると、少し咀嚼、というか充分内容を咀嚼できますので、次回はよろしく願いいたします。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございます。
どうぞ、山本委員。

山本光子委員

1つお願いがあるのですが、先ほどのイベントに対してお金を使うということで。

一般の皆さんには職が無くて大変な思いをしながら生活したりとか、そういう人もいる中で、この金額、たった千円と思うかもしれませんが、実際には大変なお金が集まっている。そういうことは重々承知で皆さん計画も立てていただいていると思うのですが、「たった2ヶ月間の（イベントの）中でこれだけのお金を使うのか？」とか、私達は主婦ですのでお金の使い道にはすごくピリピリするという感じがあります。

本当にここに使うべきお金なのか、それともこっちに使うべきお金なのか

というのを十分に検討してください。こういう企画物だと見積りを出して下さる所があると思うのですが、見積りより実際にはもっと抑えられる部分は無いのか、とか。

出来ましたらその抑えて余ったお金を、今度はまた、別に必要とされる所に使うとか出来ませんか。

本当にみんなに見てもらって理解をしてもらって、「環境税というものがこういう風になっているんだ」という風なイベントをするというのは大切なのもかもしれないのですが、使い道の一つということを十分に踏まえていただいて、抑えながら広報するという方法もあるのかなと思いますので。

その所、「これでもかこれでもか」と充分検討していただいてお金の使い道を決めていただきたいと思いますので、そちらの方よろしく願いいたします。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございました。

森林環境税は目的税で、時限も決まっていますので、既存の税とは違うと、産業振興とは違うのでそこを明確にして、出来るだけシンプルな形で外枠は作っていただいて、その中で細かいところを詰めていくような形にしていただきたいなと思います。

いただいた御意見に関しましては、事務局の方々と相談いたしまして、私の方に一任させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声)

それでは以上で、議題(2)の「平成23年度以降の森林環境税の在り方について—中間とりまとめ案—」の審議を終了したいと思います。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

これで本日の議長の職を解かせていただきます。

司会
(大竹主幹)

木村会長、ありがとうございました。

それでは「6 その他」に移らせていただきます。

事務局、お願いします。

事務局
(加藤主幹)

事務局の加藤と申します。

1点目ですが、先ほど森林文化企画展の御紹介を行いました。本来ですと、この場で、森林環境税のシンボル事業として開催いたします森林文化企画展について説明する予定でございました。

資料につきましては先ほどご説明したとおりですので、是非皆様、会場の方に足をお運びいただきたいと思いますと考えております。

2点目ですが、議事録の作成についてですが、本日の議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました各委員に確認をいただきまして、議事録署名人の押印をいただいた後に、写しを全委員の皆様へお送りしたいと考えております。

なお、議事録につきましては、森林計画課のホームページの方でも公表することとなりますので、申し添えます。

3点目ですが、次回森林審議会の開催予定です。いまのところ7月上旬を考えております。日程が決まり次第、委員の皆様にはお知らせいたしますので、御出席くださいますようお願い申し上げます。

最後になりますが委員の公募でございます。

皆様御承知のとおり本審議会の委員の皆様の任期につきましては7月22日に満了となります。次期委員の委嘱につきましては、現在事務局で準備を進めております。

なお、このうち2名の委員につきましては、現在と同じように公募ということで、公募の募集期間は4月28日から5月27日までを予定しております。多数の御応募をいただきたいと考えておりますので、委員の皆様からも関係する団体等に、もし可能であれば御周知いただければ幸いです。

事務局からは以上です。

司会
(大竹主幹)

本日、この他に、外山委員から資料の提供がございます。
ただいまお配りしますので少々お待ちください。

外山委員、御説明をお願いします。

外山委員

本来ですとそれぞれの皆様のところにお送りするところですが、今日は手渡しという形で公文をお配りさせていただきます。

ポイントは何かと言いますと、先ほどの林業の採算性が低下している話の中で、国有林そのものが低コスト化という取り組みを一つ一つ進めているところだと説明しましたが、具体的な例として「コンテナ苗を使った地域の研修会」というものを来月18日に予定しております。それで、皆様の中で御関心のある方は予め申込みいただくよう、御案内したいということです。

内容は、午前中に県の林業センターで座学による研修を行い、午後はバスで移動しまして現地の妙見山、これは国有林ですが、郡山市と旧岩瀬村との境界に近い山麓に参ります。

現在の色々な状況の中で、私ども国有林としても、矢吹さんのおられる県森連等と連携を含めながら一層の取り組みをやっておりますので、関心があればいらしていただければと思います。

なお現地の道が細くバス等が移動する都合もありますので、若干の台数なら大丈夫なのですが、（自家用車で来る場合は）出来れば事前に当方に御連絡いただければと、そう思っております。

以上でございます。

司会
(大竹主幹)

ありがとうございました。
事務局から補足がございます。

事務局
(加藤主幹)

森林管理署の方から只今のお話は承っておりましたが、正式な文書をいただいております。

いずれ正式な文書を頂きましたら、県の方、あるいは関係団体の方にもお知らせして行きたいと考えております。

司会
(大竹主幹)

それでは、委員の皆様には、熱心な御討議をいただきありがとうございました。

これをもちまして、本日の森林審議会の全日程を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(以上を以て閉会となる。)

以上の議事録内容に相違ありません。